

日経ポテンシャルアセスメント年間利用規約

日経ポテンシャルアセスメント年間利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます）が法人向けに提供する日経ポテンシャルアセスメント（NPA）を、NPA を申し込んだ法人（以下「お客様」といいます）が利用するにあたり、円滑な利用がなされることを目的としてお客様および日経が遵守すべき事項を定めたものです。NPA のご利用に際しては本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第 1 条（定義）

本規約において用いる用語の定義は以下に定めるとおりとします。

- (1) 「NPA」とは、日経が法人向けに提供する日経ポテンシャルアセスメントを意味します。
- (2) 「利用契約」とは、日経とお客様との間で締結する、NPA および管理者画面に関する年間利用契約を意味します。
- (3) 「受検者」とは、第 4 条第 1 項の規定に基づき NPA の受検資格を有する個人を意味します。
- (4) 「受検料」とは、NPA を受検する対価を意味します。詳細は別途当社ウェブサイトに掲載する料金表に定めるとおりとします。
- (5) 「システム利用料」とは、本システムおよび管理者画面を利用可能な状態で提供する対価として、お客様が日経に対して支払う年額の料金を意味します。
- (6) 「受検料等」とは、受検料およびその他の NPA のサービス利用にかかる必要な費用（システム利用料は除きます）一式を意味します。
- (7) 「受検 URL」とは、受検者が NPA を受検するためのウェブページを示す、各受検者のための固有のアドレスを意味します。
- (8) 「キャンセル」とは、受検 URL 発行後の受検者数の削減および利用契約成立後の利用契約の解約を意味します。
- (9) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。
- (10) 「本システム」とは、NPA をお客様に提供するための一切のシステム、ソフトウェア、プログラムを意味します。

- (11)「管理者画面」とは、本システム上でお客様の受検者の登録、受検設定、受検案内、受検状況の管理、受検結果の閲覧および出力その他 NPA の利用に必要な操作を、お客様自身で行うための Web 画面をいいます。
- (12)「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を意味します。
- (13)「個人情報」とは、日経がお客様から取得する、個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める個人情報を意味します。
- (14)「契約担当者様」とは、利用契約の締結を担当するお客様の役員または従業員を意味します。
- (15)「法人管理者様」とは、日経から NPA の管理者 ID の発行を受け、管理者画面を利用することのできるお客様の役員または従業員を意味します。
- (16)「レイル」とは、日経が本システムの開発および NPA 受検の運営を委託する株式会社レイルを意味します。

第 2 条（適用）

1. 本規約は、NPA の提供条件および NPA の利用に関する日経とお客様との権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と日経との間の NPA の利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. NPA の受検にあたっては、本規約のほか、日経がお客様に別途通知または[ウェブサイト](#)上で公表する注意事項・禁止事項（以下「注意事項等」といいます）が適用されます。

第 3 条（申し込み）

1. お客様は、本規約に同意し、日経の定める申込書またはウェブサイト上の申し込みフォーム（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載し日経に提出する方法により NPA を申し込むものとします。
2. 日経は、当社が必要と認める条件を満たしているか否かについて審査を行い、NPA の申し込みを承諾するか否かを判断します。日経から申し込みを承諾する旨通知された時点で日経とお客様との利用契約が成立するものとします。
3. 日経が申し込みを承諾しなかった場合の判断結果について、お客様は異議を述べることはできません。

4. 利用契約の有効期間は、利用開始日から1年後の同月末日までとします。ただし、当該有効期間満了の1ヶ月前までに、お客様から日経に対して「年間利用【更新】申込書」が提出され、日経がこれを受領した場合には、利用契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第4条（受検資格・注意事項等）

1. NPA は、お客様の役員および従業員で、かつ受検当日に日本国内に居住している者に限り受検することができます。
2. お客様は、受検者に対して日経が Web サイトやメール等で示す注意事項等を遵守させるものとします。

第5条（受検料等・システム利用料）

1. 受検料等及びシステム利用料は別途当社ウェブサイトに掲載する[料金表](#)に定めるとおりとします。
2. お客様が、管理者画面上で受検 URL の発行予約を行った受検者数を、当該受検にかかる受検者数として確定し、これを請求対象人数とします。日経は、実際の受検の有無にかかわらず、当該受検者数に基づいて受検料を請求するものとします。
3. 受検料等は、毎月末日をもって当月分の請求対象人数を締め、当該人数に基づき、日経が発行する請求書により毎月請求するものとします。
4. システム利用料については、利用契約の開始月に日経が発行する請求書により一括で請求するものとします。なお、利用契約が解除により途中終了、あるいは契約プランに変更等があった場合でも返金はしないものとします。また、システム利用料に変更があった場合、変更時点でお客様が契約されている利用契約の期間満了日までは当該変更は適用されず、期間満了後または契約更新時より適用されるものとします。
5. お客様は、受検料等およびシステム利用料について、日経が発行する請求書記載の支払期日までに日経が指定する金融機関口座宛に振込送金の方法で支払うものとします。なお振込手数料はお客様の負担とします。
6. 前各項にかかわらず、お客様が日経の代理店を介して利用契約を締結した場合には、当該代理店がお客様に対して請求書を発行し、お客様は当該代理店が指定する方法により支払うものとします。

7. 受検者数の変更や利用契約をキャンセルされた場合の受検料等およびシステム利用料の取扱いについては、別紙1に定めるキャンセルポリシーのとおりとします。

第6条（管理者ID等）

1. 申込書の記載に基づき、日経は法人管理者様に **NPA** の管理者IDを発行します。
2. お客様は、当該管理者IDを厳重に管理する義務を負い、管理者IDを第三者に譲渡、貸与、開示をしてはならず、漏洩しないよう合理的措置を講じるものとします。また、法人管理者様が異動や退職した場合等には、お客様の責任において速やかに法人管理者様の変更および管理者IDの削除を行うなどの対処をするものとします。日経の責めに帰すべき事由によらず、管理者IDおよび受検者に関する情報等が漏洩し、お客様に損害が生じた場合には、日経はその責任を負わないものとします。
3. 法人管理者様は、管理者画面を通じて受検者について **NPA** の受検状況やスコアを把握できるものとし、お客様は、当該情報が法人管理者様により閲覧・管理されることについて、受検者からあらかじめ同意を得るものとします。
4. 法人管理者様またはお客様の従業員による管理者画面の操作に起因して生じた受検設定の誤り、受検案内の誤送信、受検結果の誤出力、社内外への誤った情報共有その他の損害については、日経の責めに帰すべき事由がある場合を除き、日経は一切責任を負わないものとします。

第7条（NPAの提供中止）

日経は、戦争内乱、大規模な災害、本システムの保守、点検、障害対応、仕様変更、第三者が提供する基盤サービスの停止その他合理的な理由により、本システムまたは **NPA** の全部または一部の提供を一時的に停止または制限することがあります。この場合、日経は、可能な限り事前に、またはやむを得ない場合には事後速やかに、お客様に通知するものとします。

第8条（通知）

1. 日経からお客様への **NPA** に関する通知は、本規約および利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、または文書送付により契約担当者様に通知します。

2. 前項の方法により日経よりお客様へ通知を行う場合には、電子メールは送信の翌日、文書送付は消印日から 3 日後のうちいずれか早い時よりその効力を生じるものとします。
3. お客様および日経は、以下の事項について変更があった場合、ただちに相手方に対し通知を行うものとします。
 - (1) 商号もしくは名称
 - (2) 本店所在地
 - (3) その他本規約にかかわる事項

第 9 条（知的財産権等）

NPA に関連してお客様に提供するすべての構成物（マニュアルや検査に関するドキュメント、検査内容、操作画面や本システムを含みますが、これらに限られません）に関する一切の知的財産権は、すべて日経、レイルまたは正当な権利を有する第三者に帰属します。

第 10 条（禁止事項）

お客様は、NPA の受検および管理者画面の利用に関して以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令、本規約、注意事項等に違反する行為
- (2) 日経、レイルまたは第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
- (3) 本システムの全部または一部を複製、変更、翻案等する行為
- (4) 本システムの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- (5) NPA または本システムと同一または類似のものを開発および提供しようとする行為
- (6) NPA または本システムに関する解説等の情報発信、出版物等を発行しようとする行為
- (7) 虚偽、不完全、不正確な情報を日経に届け出る行為
- (8) NPA の運営を妨害する行為
- (9) 日経の信用を毀損もしくは日経の財産を侵害する行為または他者もしくは日経に不利益を与える行為
- (10) その他、日経が不適当と判断する行為

第 11 条（再委託）

1. 日経は、NPA の提供に関して必要となる業務（以下「本件業務」といいます）の一部または全部を日経の判断にて第三者に再委託することができるものとします。
2. 日経は、本件業務の再委託を行う場合、本規約により日経がお客様に対して負う義務と同等の義務を再委託先に対して負わせるものとします。また、日経はお客様に対し、再委託先の本件業務に関する行為について全責任を負います。

第 12 条（秘密保持）

1. お客様および日経は、NPA の提供もしくは利用に関して、相手方から秘密である旨を明示されたうえで開示された情報（以下「秘密情報」といいます）を、NPA の利用および本件業務の遂行以外の目的に使用せず、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者（ただし第 11 条第 2 項の日経の再委託先を除きます）に漏洩または開示してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。
 - (ア) 相手方による開示前に公知であった情報
 - (イ) 相手方による開示前に自らが既に保有していた情報
 - (ウ) 相手方による開示後、自らの責によることなく公知となった情報
 - (エ) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
 - (オ) 秘密情報から除外する旨を相手方が明示したもの
 - (カ) 相手方から受領した秘密情報とは関係なく独自に開発した情報
2. お客様および日経は、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得て第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に定めるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
3. 法令等により開示義務を負う場合または裁判所や行政機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合には、第 1 項ならびに第 2 項の規定にかかわらず、お客様および日経は秘密情報を開示できるものとします。ただし、これらの場合、被開示者は当該開示要求があったことならびに開示要求されている情報の内容について、法令の許容する範囲内において速やかに開示者に通知するものとします。

第 13 条（個人情報の取り扱い）

1. 日経は、日経が NPA の提供の過程で取得する契約担当者様、法人管理者様および受検者の個人情報を、個人情報保護法および個人情報保護に関する法令およびガイドラインを遵守のうえ取り扱うとともに、別紙 2 に従い利用します。
2. お客様は、法人管理者様および受検者の個人情報を日経に提供する際に、事前に各法人管理者様および各受検者本人から、日経への個人情報の提供について、合理的かつ適切な方法により同意を取得するものとします。
3. 利用契約が期間満了または解除により終了した場合、本システム上に保存されている受検データおよび関連情報の取り扱いについては、日経が別途定める方針および法令に従い、適切に管理または削除されるものとします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および日経は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. お客様および日経は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説、偽計または威力を用いて日経の信用を棄損しまたは日経の業務を妨害する行為、反社会的勢力の活動を助長しまたはその運営に資する行為、反社会的勢力への利益供与等その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
3. お客様および日経は、相手方が前二項に違反した場合には、何ら催告なくして利用契約をただちに解除することができるものとします。なお、この場合において、解除した当事者は、何らの損害賠償、補償その他の支払義務も負わないものとします。

第 15 条（解除）

1. 日経は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合は、お客様への事前の通知または催告を要することなく、ただちに利用契約の一部または全部を解除することができます。
 - (ア) 本規約に違反した場合
 - (イ) 受検料などの支払債務の履行を遅滞しまたは支払を拒否した場合
 - (ウ) お客様が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てを受けもしくは申立てをした場合、お客様について清算手続が開始された場合、お客様について仮差押え、差押えもしくは競売の申請があった場合、お客様が租税公課を滞納して保全差押えを受けた場合またはお客様が不渡手形を出した場合、その他これらに準ずる場合
 - (エ) その他、合理的な理由により **NPA** の利用者として不適切と日経が判断した場合
2. 日経は、前項に基づく利用契約の解除に関する質問・苦情は一切受け付けません。
3. お客様が本条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、お客様は日経に対する一切の債務につき期限の利益を喪失しただちに全債務を一括して履行するものとします。
4. お客様が第 10 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいずれかに該当することにより日経が損害を被った場合、利用契約の解除の有無にかかわらずお客様は当該損害を賠償するものとします。
5. 日経が本条に基づき利用契約を解除したことによりお客様に損害が発生したとしても、日経は一切責任を負いません。

第 16 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、日経の事前の書面による承諾なく、利用契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

第 17 条（非保証）

1. 日経は、善良なる管理者の注意をもって **NPA** を提供するものとしますが、**NPA** がお客様の特定の利用目的に合致すること、または特定の結果の実現を保証するものではありません。

2. **NPA** は、日経がお客様に対して提供する時点において、当該時点で提供可能な内容および仕様にに基づき提供されるものとし、**NPA** について瑕疵や不具合が一切存在しないことを日経が保証するものではありません。
3. 本システムは、現状有姿で提供されるものであり、常時稼働、特定の応答速度、特定の結果の正確性その他一切の事項について保証するものではありません。

第 18 条（免責および損害賠償の制限）

1. **NPA** に関する日経の責任は、善良なる管理者の注意をもってお客様に対して **NPA** を提供することに限られ、日経は、日経に故意または重大な過失がある場合を除き、債務不履行、契約不適合、不法行為、不当利得その他請求原因のいかんを問わずいかなる責任も負わず、また、損害賠償義務も一切負いません。
2. 本システムの停止、遅延、障害、仕様変更、第三者基盤サービスの不具合により生じた損害についても、前項の定めに従うものとします。
3. 前二項に基づいて日経が負う賠償責任の範囲は、お客様が直接かつ現実に被った通常の損害とし、逸失利益、機会損失等の間接的または派生的な損害はこれに含まれません。日経が負う賠償責任は第 5 条第 4 項に定めるシステム利用料と当該損害賠償の請求原因事由が生じた日の直近 1 年間にお客様から日経が支払いを受けた受検料等の合計額を上限とします。

第 19 条（NPA の運営終了）

1. 日経は、原則として 3 ヶ月前に通知を行うことで、**NPA** の運営を終了できるものとします。
2. 利用契約の期間の途中で **NPA** の運営が終了となる場合、日経は、利用契約期間の残り月数に応じて精算したシステム利用料および受検前の受検料等を無利子にてお客様が指定する銀行口座に振り込むことによって返却します。この場合、振込手数料は日経の負担とします。
3. 第 1 項に基づく **NPA** の運営終了により、お客様または受検者に直接または間接の不利益もしくは損害が生じたとしても、日経は、前項に定める以外の責任を負わないものとします。

第 20 条（本規約の変更）

1. 日経は、①お客様の一般の利益に適合する場合のほか、②本規約の変更が利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更し利用契約の内容を変更することができます。
2. 日経は、本規約を変更する場合、お客様に対して日経が定める方法により変更後の内容および効力発生日を周知します。

第 21 条（存続条項）

NPA の利用契約が期間満了または解除により終了した場合でも、第 6 条（管理者 ID 等）第 2 項および第 4 項、第 9 条（知的財産権等）、第 10 条（禁止事項）、第 12 条（秘密保持）、第 13 条（個人情報取り扱い）第 1 項および第 3 項、第 14 条（反社会的勢力の排除）第 3 項、第 15 条（解除）第 3 項から第 5 項まで、第 16 条（権利義務の譲渡禁止）、第 17 条（非保証）、第 18 条（免責および損害賠償の制限）、第 19 条（NPA の運営終了）第 3 項、本条、ならびに第 22 条（準拠法と裁判管轄）は、引き続き効力を有するものとします。

第 22 条（準拠法と裁判管轄）

本規約は日本法に準拠し、本規約または利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じたときは、お客様と日経で誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。

（2026 年 7 月 15 日制定）

【別紙 1】 キャンセルポリシー

(1) 受検料について

受検 URL 発行後のお客様都合による受検の未実施、受検者数削減または利用契約の解約については、すでにお支払いいただいた受検料の返金はいたしかねます。

(2) 有料オプション利用料について

受検者数確定後のお客様都合による受検の未実施、受検者数削減または利用契約の解約については、すでにお支払いいただいた有料オプション利用料の返金はいたしかねます。

(3) システム利用料について

システム利用料については一年ごとに一括請求とし、利用契約が解除により途中終了、あるいは契約プランに変更等があった場合でも返金はいたしかねます。

【別紙2】個人情報の取り扱い

個人情報の種類	利用目的
契約担当者様の個人情報	① NPA 受検申し込みの受付け、利用契約に関する連絡、NPA 受検や本システムに関する連絡等 ② NPA、その他研修サービスに関するご案内
法人管理者様の個人情報	① 管理者画面用の管理者 ID の発行 ② NPA 受検や本システムに関する連絡等 ③ NPA、その他研修サービスに関するご案内
受検者の個人情報	① NPA の実施・提供 ② NPA の受検履歴の確認・管理、問い合わせ対応 ③ NPA の運営と質の改善のための分析（お客様や受検者が識別・特定できないデータに加工して統計的処理した情報の利活用を含む） ④ 日経およびグループ各社の各種ご案内（商品情報、イベント、アンケート等）

- (※1) 日経は、NPA の提供に必要な範囲において、レイルに、契約担当者様、法人管理者様または受検者が本システムに登録した個人情報の取り扱いを委託します。
- (※2) 個人情報に関するお問い合わせは、「[日本経済新聞社 個人情報に関するお問い合わせフォーム](#)」よりお願いいたします。
- (※3) 個人情報の開示などの請求の手続きについては「[情報開示手続き方法やお問い合わせ、苦情対応窓口](#)」をご覧ください。

■匿名加工情報について

日経では、上記の受検者の個人情報を特定の個人を識別できないように加工し、さらに復元もできないようにした匿名加工情報を作成することがあります。匿名加工情報は、サービスの改善や新たなサービスの企画、開発、その他お客様にとって有益な目的のために作成します。作成する匿名加工情報には、生まれた年、受検時の年齢、受検結果に関する数値情報が含まれます。